

〔はじめに〕（認定要領を参照のこと）

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはない）。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしやく機能障害 → 『4「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

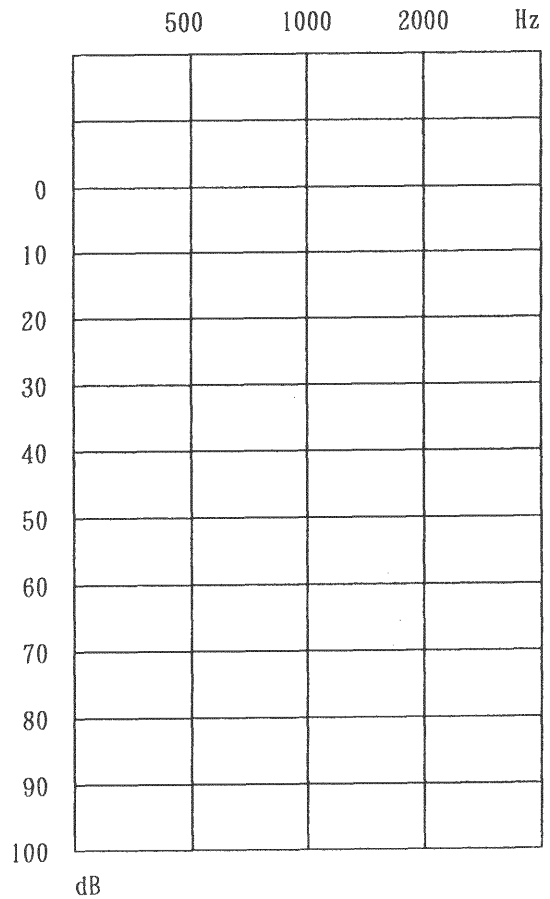
(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

ア 純音による検査

オージオメータの形式 _____

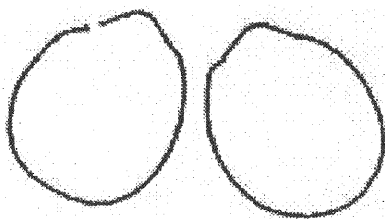
(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

次の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・^{えん}燕下機能の障害
→「①そしゃく・^{えん}燕下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・^{えん}燕下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行つている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤燕の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○ 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

[]

イ 燕下状態の観察と検査

- (参考1) 各器官の観察点
 - ・ 口腔内保持の状態
 - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み
- (参考2) 摂取できる食物の内容と誤燕に関する観察点
 - ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
 - ・ 誤燕の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）
- 内視鏡検査（ ）
- その他（ ）

○ 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、燕下状態について詳細に記載すること。）

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他 (今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(次の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

① 「そしゃく機能の喪失」 (3級) とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・^{えん}燕下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害 (仮性球麻痺、^{けつ}血管障害を含む) 及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」 (4級) とは、著しいそしゃく・^{えん}燕下機能又は、^{こうごう}咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害 (仮性球麻痺、^{けつ}血管障害を含む) 及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による^{こうごう}咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できな

い場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

〔記入上の注意〕

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれに記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

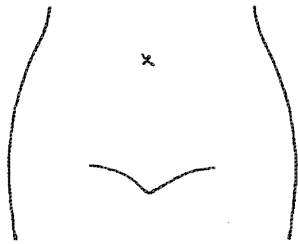
尿路変向（更）のストマ

(1) 種類・術式

- ① 種類
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 腎瘻 ^{うう} | <input type="checkbox"/> 腎盂瘻 ^{うう} |
| <input type="checkbox"/> 尿管瘻 | <input type="checkbox"/> ぼうこう瘻 ^{うう} |
| <input type="checkbox"/> 回腸（結腸）導管 | |
| <input type="checkbox"/> その他 [_____] | |
- ② 術式： [_____]
- ③ 手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) ストマにおける排尿処理の状態

- 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について
- 有
(理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位、大きさについて図示）
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所
- 無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

- 神経障害
- 先天性： [_____]
(例：二分脊椎 等)
 - 直腸の手術
 - ・術式： [_____]
 - ・手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]
 - 自然排尿型代用ぼうこう
 - ・術式： [_____]
 - ・手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) 排尿機能障害の状態・対応

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁
- その他 [_____]

2 直腸機能障害

腸管のストマ

(1) 種類・術式

① 種類

- 空腸・回腸ストマ
- 上行・横行結腸ストマ
- 下行・S状結腸ストマ
- その他 [_____]

② 術式： [_____]

③ 手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) ストマにおける排便処理の状態

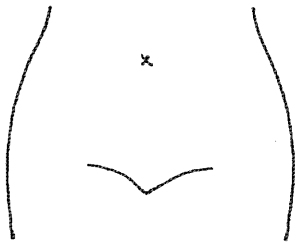
長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有

(理由)

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

治療困難な腸瘻

(1) 原因

① 放射線障害

疾患名： [_____]

② その他

疾患名： [_____]

(2) 瘻孔の数： [_____ 個]

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

大部分

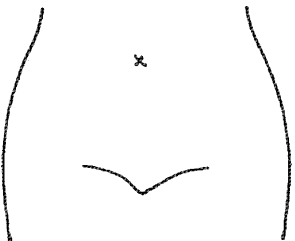
一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

その他

[_____]



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害

(1) 原因

先天性疾患に起因する神経障害
[_____]
(例：二分脊椎 等)

その他

先天性鎖肛に対する肛門形成術
手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]
 小腸肛門吻合術
手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁
 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある
 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
 その他
[_____]

3 障害程度の等級

(1 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻^{うづ}を併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は腸瘻^{うづ}における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治療困難な腸瘻^{うづ}があり、かつ、腸瘻^{うづ}における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻^{うづ}を併せもつもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治療困難な腸瘻^{うづ}があり、かつ、腸瘻^{うづ}における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4 級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
- 治療困難な腸瘻^{うづ}があるもの
- 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

第三号様式中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改める。
第四号様式中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第五十二号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(特定施設)

第二条 条例第二十三条の規則で定める施設は、別表第一の欄に掲げる施設で、その施設の規模（同表の六の項に掲げる施設にあつては一日当たりの乗降客数を、同表の十の項に掲げる施設にあつては戸数（増築しようとする場合は増築後の戸数）を、その他の施設にあつては用途に供する部分の床面積（増築しようとする場合は増築後の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が同表の欄、は欄又はに欄に定める規模に該当するものとする。ただし、その施設（同表の四の項八及び二並びに十七の項から十九の項までに掲げる施設を除く。）の用途に供する部分の床面積の合計のうち、新築、増築又は改築に係る部分が二千平方メートル以上の場合については、この限りでない。
別表第一の十一の項口1中「郵政事業庁設置法（平成十一年法律第九十二号）第五号」を「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十三号

山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正す

る規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十一 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）

第五条第一項中「第十二条第三項」を「第九条第三項」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第八条第一項中「第十二条」を「第九条第三項」に改める。

第十二条中「第十二条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第十五条の二中「第十二条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十六条中「第十四条」を「第十一条」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の三号を加える。

九 植生復元施設及び動物繁殖施設

十 砂防施設及び防火施設

十一 自然再生施設

第十七条第一項中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

第十七条の二第一項から第九項までの規定中「第十六条第四項第一号」を「第十三条第四項第一号」に改め、同条第九項第七号口中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十六条第四項第一号」を「第十三条第四項第一号」に改め、同条第十三項中「第十六条第四項第二号」を「第十三条第四項第二号」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第十六条第四項第三号」

を「第十三条第四項第三号」に改め、同項第一号中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同号二中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第十六項中「第十六条第四項第四号」を「第十三条第四項第四号」に改め、同条第十七項中「第十六条第四項第四号の二」を「第十三条第四項第五号」に改め、同条第二十五項中「第十六条第四項各号」を「第十三条第四項各号」に改め、同項第三号中

「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条

第二十四項中「自然的、」を「自然的及び」に、「第十六条第四項各号」を「第十三条第四項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十六条第四項第十号」を「第十三条第四項第十三号及び第十四号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十六条第四項第九号」を「第十三条第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十六条第四項第八号」を「第十三条第四項第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「又は損傷しようとする植物が」を「若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が、」に、「植物の」を「動植物の」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十六条第四項第七号」を「第十三条第四項第九号」に改め、同項第一号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「ためその他土地を段階上に造成する」を削り、同号の次に次の一号を加え、同項を同条第二十一項とする。

二の二 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。

第十七条の二第十九項中「第十六条第四項第六号」を「第十三条第四項第八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十六条第四項第五号」を「第十三条第四項第六号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

19 条例第十三条第四項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。））を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

四 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が、必要最小限と認められるものであること。

五 集積し、又は貯蔵する物が、樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

六 集積し、又は貯蔵する高さが、十メートルを超えないものであること。

七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。

九 集積し、又は貯蔵する物が、崩壊し、飛散し、又は流出するおそれがないこと。

十 支障木の伐採が、僅少であること。

十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（土地所有者等との協議）

第十七条の三 知事は、条例第十三条第四項第十三号の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、及び土地所有者等と協議するものとする。

第十八条中「第十六条第九項第二号」を「第十三条第九項第三号」に改め、同条第六号中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第二十五号の次に次の十二号を加える。

二十五の二 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で、明らかに風致の維持に支障のないもの

二十五の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十五の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十五の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の十 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵

を採取し、若しくは損傷すること。

二十五の十一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十五の十二 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はその卵を採取すること。

二十五の十三 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第十八条中第二十七号の十を第二十七号の二十五とし、第二十七号の二から第二十七号の九までを十五号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の十五号を加える。

二十七の二 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

二十七の三 森林の保護管理のために立ち入ること。

二十七の四 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十七の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十七の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

二十七の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

二十七の八 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十七の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十七の十 文化財保護法第六十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

二十七の十一 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

二十七の十二 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者が、その所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

二十七の十三 条例第十三条第四項第十三号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十七の十四 条例第十三条第四項第十三号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第十三条第四項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十七の十五 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

二十七の十六 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

第十八条第三十号中「第十六条第四項第八号」を「第十三条第四項第十号」に改める。

第十九条第一項中「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第二十条中「第十八条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

第二十条の二中「第十八条第七項第二号」を「第十五条第七項第三号」に改める。

第二十条の三第一項中「第十六条第六項」を「第十三条第六項」に改め、同条第二項中「第十六条第七項」を「第十三条第七項」に改める。

第二十条の四第一項中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「条例第十六条第六項」を「同条第六項」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（風景地保護協定の基準）

第二十条の五 条例第二十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽

病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならぬ。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならぬ。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上かつ二十年以下でなければならぬ。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法その他関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならぬ。

(風景地保護協定の公示)

第二十条の六 条例第二十一条第一項(条例第二十四条において準用する場合を含む)の規定による公示は、次に掲げる事項について、県公報、掲示その他の方法で行つものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公示)

第二十条の七 前条の規定は、条例第二十三条(条例第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第二十条の八 条例第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行つものとする。

- 一 自然の風景地の保護及びその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行つことができる技術的な基礎を有するものであること。

と。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行つことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他条例第二十七条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行つことができるものであること。

第二十二条中「第二十条第三項、第二十二條第三項及び第二十三條第四項」を「第二十三條第三項、第十九條第三項及び第三十二條第四項」に改める。

第二十三条中「第二十四條第三項」を「第三十三條第三項」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

附則第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、附則第三項中「第十六条第四項第二号」を「第十三條第四項第二号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改める。

第一号様式から第六号様式までの規定中「第16条第4項」を「第13条第4項」に改め、第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2（第17条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

山梨県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目 的		
場 所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
集積（貯蔵）物の種類		
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法	
	土地 使用 面積	
	関連行為の概要	
	集積（貯蔵）設備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

第9号様式の2（第17条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

山梨県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
動物（卵）の種類		
施 行 方 法	捕 獲（殺傷） （採取（損傷）） 物 の 数 量	
	捕 獲（殺傷） （採取（損傷）） の 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

第七号様式から第九号様式までの規定中「第16条第4項」を「第13条第4項」に改め、第九号様式の次に次の様式を加える。

第10号様式(第17条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

山梨県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内の知事が指定する区域内への立入り許可を受けたく、次のとおり申請します。

第十号様式中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改め、同様式を第九号様式のとおりとし、同様式の次に次の一様式を加える。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
立ち入る者の人数及び氏名並びに立ち入る期間		
立ち入る経路又は範囲		
立ち入る方法		
予定日	着手	
	完了	
備考		